情報通信政策の

(1)アジア・ブロードバンド計画の推進

アジアにおけるブロードバンド環境の整備の推進

アジア地域のブロードバンド環境の整備の目標を明 確化するため、総務省では、平成14年7月、「e-Japan重 点計画-2002」及び「経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2002」(平成14年6月閣議決定)に基づき、総 務大臣主催によるアジア・ブロードバンド戦略会議を 開催し、同年12月、その結果が議長総括として取りま とめられた。これを踏まえ、総務省では、関係府省と ともに、平成15年3月、「アジア・ブロードバンド計画」 を策定した(図表)。本計画は、「e-Japan戦略」等に おいても着実に推進することとされており、総務省及 び関係府省において各種取組を積極的に推進してい る。

具体的には、総務省において、ベトナム、インドネ シア等アジアの5か国の情報通信大臣と総務大臣との 間での本計画推進に関する二国間合意、日中韓の間で のICT分野の包括的協力の多国間合意を形成したほか、 総務省及び関係府省においては、アジア諸国との間で 各種研究プロジェクト、人材育成の強化、意見交換・ 政策対話等を実施している。

また、総務省では、平成16年3月から、アジア・ブ ロードバンド推進会議を開催し、官民の強力な連携の 下に、本計画を加速するために重点的に推進すべき分 野、重点分野における具体的施策等について議論を開 始した。

図表 アジア・ブロードバンド計画(概要)

I 目標(2010年)

すべての人々がブロードパンドヘアクセス(各種公共施設からのアクセスを含む)

各国間を直接つなぐ十分な帯域の国際ネットワークの整備、アジア・北米間、アジア・欧州間の情報流通量を北米・欧州 間の情報流通量と均衡化

ネットワークのIPv6への移行、情報通信技術でアジアが世界をリード

人々が安心して情報通信技術を利用できる環境の整備

文化的財産等のコンテンツのデジタル・アーカイブ化

主要言語間の機械翻訳技術の開発・実用化

情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加

┃┃┃┃┃┃ アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点(ハブ)になることを目指す

Ⅱ 「アジア・ブロードバンド計画」の推進

- (1) アジア・ブロードバンド計画推進等に関する各国との協力取決め等
 - ・インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、カンボジアの情報通信主管大臣との間で、「アジア・ブロードバンド 計画」推進等で合意、共同声明等を採択
 - ・インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムとの間で、「アジア・ブロードバンド計画」の具体的協力 内容について政策対話を実施
 - ・日中韓の情報通信主管大臣の間で、ICT 7分野の協力に合意
 - ・日本・香港ICT協力取決めに署名
- (2) アジア・ブロードバンド計画に基づくプロジェクト
 - ・ネットワーク整備(ベトナム南北光海底ケーブルの敷設)
 - ・テストベッドによるアプリケーション等の開発・実証(アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の開発・実証プロジェ クト(フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア)、 光ファイバを通じた高度IT共同プ ロジェクト(電子商取引に関する実証(日本 - シンガポール)、自動翻訳、Beyond 3G等(日本 - 中国)) 、 光ファイバ を通じたギガビット級のAPIIテストベッドプロジェクト(遠隔教育、遠隔医療、IPv6等(日本 - 韓国)) 、 CRLアジア 研究連携センター(自動翻訳(タイ)、新世代モバイル通信、ITS(シンガポール))、 超高速インターネット衛星(WINDS) の打上げ・利用)
 - ・日中韓情報通信大臣会合局長級WG(移動通信、IPv6、セキュリティ)
- (3) アジア・ブロードバンド計画に基づく人材育成の強化、ICT政策専門家の派遣
 - ・研修等:参加者 26カ国 約550人(2003年度)
 - ・プロジェクト方式技術協力:ベトナム、マレーシア、インドネシア
 - ・専門家派遣: 2003年度 8名(インドネシア(3名)、タイ、フィリピン、マレーシア、APT(2名))
- (4) アジア・ブロードバンド計画推進のための多国間協力
 - ・世界情報社会サミット(WSIS)基本宣言にブロードバンドの重要性を記載

1 国際政策の推進

(2) 二国間・多国間での取組

積極的な対話による国際協調と国際理解の推進

1 二国間での主な取組

(1)「成長のための日米経済パートナーシップ」

2001年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催 された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて 持続可能な成長のために協調することを目的として立 ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及 び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多 面的に協議を行っている。

2003年10月には、官民会議のフォローアップ会合を 開催した。

(2)「日EU行動計画」

2001年12月、ブラッセル(ベルギー)において開催 された日EU定期首脳協議において、2001年から10年 間の協力分野及び内容を具体化した「日EU行動計画」 を採択した。また、2002年7月、「日EU行動計画」の 着実な実施のフォローアップの場として行動計画運営 委員会の設置に合意し、2003年9月には第3回会合を行 った。

(3)「日英ICT首脳共同声明」

2003年7月、英国プレア首相来日に伴い日英首脳間 で「世界をリードするICT国家としての日英の協力」 (日英ICT首脳共同声明)が発表され、ユビキタス・ネ ットワーク社会の実現、電子商取引の発展促進、政府 及び教育におけるICTの利用、情報活用のための機会 の構築について両国が協力していくこととした。

(4)自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA) 締結に対する取組

多国間交渉である世界貿易機関(WTO)の枠組み よりも、二国間での自由化を迅速に実現できるという 利点にかんがみ、自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement) / 経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) の締結にも積極的に取り組ん でいる。既に締結されているシンガポールとのEPAに 加えて、現在、メキシコ、韓国、マレーシア、フィリ ピン及びタイとの間で、WTOルールとの整合性に留 意しながら、外資規制の撤廃等を実現する協定の締結 交渉を行っている。

2 多国間での主な取組

Organizations) ドーハラウンド交渉 (2005年1月1日期 限)では、サービス貿易分野で最も重要な分野とされ ている電気通信分野について、そのより一層の自由化 に向け、各加盟国と積極的な協議を展開している。我 が国は、電気通信分野については、WTO加盟国の中

(1)世界貿易機関(WTO)における新ラウンド交渉

2001年11月から開始されたWTO (World Trade

でも最も自由化の進展している国の1つであることか ら、諸外国に対しては、一律に課せられている外資規 制等の不必要な規制について、緩和要求を行っている。 また、単純に規制を緩和するだけでは実質的な自由化 が達成されない電気通信分野の特質を踏まえて、支配 的事業者規制の在り方、技術革新に伴い登場してきた 新たなサービスに関する規制の在り方など、公正かつ 有効な競争を実現するため、WTO加盟各国が導入す べき共通の規制の枠組みに関する議論も活発に行って いる。

(2) アジア・太平洋電気通信共同体 (APT)

APT (Asia-Pacific Telecommunity)では、2004年7月、 バンコク (タイ) において、APT設立25周年を迎える ことを記念して、各国の電気通信大臣を集めたアジ ア・ブロードバンド・サミットを開催し、アジア・太 平洋地域内のブロードバンド導入に向けた行動指針を 策定する予定である。

(3)経済協力開発機構(OECD)

OECD (Organisations for Economic Co-operation and Development)では、情報・コンピュータ・通信政策 委員会 (ICCP: Committee for Information, Computer and Communications Policy) において、作業部会を設 け、情報通信分野の検討を行っている(図表)

OECD**の経済開発検討委員会(**EDRC: Economic and Development Review Committee) は、OECD加盟各 国等の経済情勢、経済政策全般及び構造調整問題につ いて定期的に国別審査を行い、審査対象国に政策勧告 を行っている。2003年度対日経済審査報告書における 情報通信に関する記述では、高速のブロードバンドサ

ービスが低廉な料金で提供されている点が特に評価さ れている。

(4)アジア太平洋経済協力会議(APEC)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation)では、電 (5)主要国首脳会議(G8サミット) 気通信・情報ワーキンググループ (TEL: Telecommunications and Information Working Group)等 において、情報通信関連のビジネス円滑化、技術協力、 自由化、セキュリティ、人材育成等、情報通信分野に 関する各種議論及び情報交換が活発に行われている。

2002年5月、上海(中華人民共和国)で開催された 第5回電気通信・情報産業大臣会合では、「情報通信イ ンフラのセキュリティ声明」等を含む「上海宣言」が 採択され、本宣言に基づき、現在TELにおいてその具 体化に向けた検討が行われている。

総務省は、これまで、TELの各分科会議長/副議長 等を継続的に担当するとともに、我が国の情報通信政 策の紹介、研究開発プロジェクトの提案、アジア・太 平洋地域の情報主管庁との意見交換等を通じて、これ らの会合に主体的に対応しており、今後もAPECの情 報通信関連の取組に積極的に参加している。

G8サミットでは、1994年のナポリ・サミット以来、 情報通信関連のテーマが毎年取り上げられている。特 に2000年7月の九州・沖縄サミットでは、「グローバル な情報社会に関する沖縄憲章」(IT憲章)が採択され るとともに、国際的デジタル・ディバイド解消に向け た関係者間の協力強化のため、「デジタル・オポチュ ニティ作業部会」(ドット・フォース)が設立された。 ドット・フォースは、2001年5月、国際的な情報格差 の解消に向けた「ジェノバ行動計画」等を提出した。 また、2003年6月のエピアン・サミットで承認された 「G8アフリカ行動計画実施報告書」では、世界情報社 会サミット(WSIS)を歓迎する旨の記述が盛り込ま れた。

図表 情報・コンピュータ・通信政策委員会(ICCP)の各作業部会概要

- 1 情報セキュリティ・プライバシー作業部会(ISP: Working Party on Information Security and Privacy) 情報セキュリティ及び個人情報保護等
 - 例) OECDセキュリティ・ガイドラインの策定 スパムメールに関するワークショップの開催
- 2 電気通信・情報サービス政策作業部会(TISP: Working Party on Telecommunications and Information Service Policies) 電気通信分野の規制政策全般、プロードバンドの発展、電子商取引の推進、インターネットの普及等 例) 各国ブロードバンドの比較
- 3 情報経済作業部会(IE: Working Party on Information Economy) 情報通信の経済・社会への影響調査等
- 4 情報社会指標作業部会(IIS: Working Party on Indicators for the Information Society) ICTの定義付け、統計データの収集等

1 国際政策の推進

(3)日中韓における協力・協調

第2回日中韓情報通信大臣会合を開催

2002年9月、マラケシュ (モロッコ)において、日 中韓3か国の情報通信分野における協力等の促進を目 的として、3か国の民間企業、研究機関等の関係者同 席の下、第1回日中韓情報通信大臣会合が開催された。

2003年9月には、チェジュ(韓国)において第2回日 中韓情報通信大臣会合が開催され、3か国間の情報通

信分野の一層の協力推進によるアジア地域の発展につ いて幅広く意見交換を行い、今後の日中韓における情 報通信7分野の協力に関する取決めについて合意した (図表)

2004年は、第3回日中韓情報通信大臣会合の日本国 内での開催が予定されている。

図表 第2回日中韓情報通信大臣会合「7分野の協力に関する取決め」(概要)

3 G 及び次世代移動通信

移動通信政策、移動通信の国際ローミング、移動通信技術及びサービスに関する共同開発研究等に関する協力を行うため のワーキンググループ設置

次世代インターネット(IPv6)

IPv6普及のための情報交換、IPv6研究開発及び標準化等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

デジタル放送

デジタル放送政策に関する情報交換、デジタル放送技術及びサービスに関する研究開発及び技術に関するセミナー開催等 に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

情報セキュリティ

情報セキュリティ政策及び協力に関する情報交換、ハッキング等サイバー攻撃に対する共同対応、オンラインプライバシー 保護に関する協力を行うためのワーキンググループ設置

オープンソースソフトフェア

オープンソースソフトウェア政策、技術に関する情報交換等を行うためのフォーラム設置

雷気诵信サービス政策

テレコムサービス政策に関する研究、相互接続政策、電気通信事業者間の紛争処理に関する情報交換等を行うためのフォー ラムの設置

2008年北京オリンピック

これまでの国際的行事で得た経験、事業・技術に関する情報交換、共同プロジェクト発掘・開催支援等に関する協力を行 うための連絡体制の設置

1 国際政策の推進

(4)世界情報社会サミット(WSIS)

WSIS基本宣言・行動計画を策定

1 世界情報社会サミットの概要

世界情報社会サミット (WSIS: World Summit on the Information Society) は、ITU主導の下、国連の行事と して、情報社会についての共通ビジョンの確立及び理 解の促進を図り、このビジョンの実現に向けて協調的 に発展を遂げるための宣言及び戦略的な行動計画を策 定することを目的としている。2003年12月にジュネー ブ(スイス)において54か国の政府首脳、83人の情報 通信大臣等、176か国、約2万人が参加して開催され、 首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立 を図るとともに、そのビジョン実現等のための基本宣 言及び行動計画を策定した(図表)

我が国からは、麻生総務大臣が本会合においてステ ートメントを行い、我が国におけるブロードバンドの 推進や、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた 取組を紹介しつつ、その重要性について訴えた(1-4-1 (P.86)参照) また、アジア・ブロードバンド計画を 積極的に推進し、基本宣言及び行動計画に貢献してい くことを表明した。

2 WSIS第2フェーズに向けて

2005年11月にはチュニス (チュニジア)で第2フェ ーズが開催される予定であり、ジュネーブ行動計画の フォローアップ等がなされることとなっている。

この第2フェーズに向けた準備等については、今後、 その在り方について議論していくこととなるが、第1 フェーズで論点となったデジタル・ディバイド解消に 向けた基金及びインターネットガバナンスの在り方に ついても今後検討が進められる予定である。

我が国としては、WSIS第2フェーズのため、ITU及 び幅広い国際機関等と協力しながら可能な限りの貢献 を行っていく予定である。

なお、総務省としては、インターネットガバナンス の在り方について、今後設立されるワーキンググルー プ等国際的な議論に貢献していくため、国内のインタ ーネット関係者間で情報と意見交換を行うことを目的 としたインターネットガバナンスに関する連絡会を開 催している。

図表 WSIS基本宣言・行動計画の概要

基本宣言(要旨)

- 1.情報社会に向けた共通ビジョン
- (1)持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情 報社会の構築
- (2)情報通信技術 (ICT) は、生産性を向上させ、経 済成長の原動力となり、雇用を創出するなど、いっ そうの発展のために新しい機会を提供
- (3) デジタル・ディバイドの解消が必要
- 2.情報社会の鍵となる11原則

情報インフラの整備

「プロードバンド」や「ユビキタスアクセス」の重要 性等

人材開発

セキュリティの確保

法制度等の環境整備

メディアの多元性、多様性

行動計画(要旨)

- 1.2015年までの達成を目指した10の世界的な ICTの目標
 - (例)・世界の村々をネットワークに接続し、公共ア クセスポイントを設置
 - ・全世界の50%以上の人々がネットワークに 接続できる環境を整備
 - ・すべての大学、専門学校、中・高校をネット ワークに接続 等
- 2. 基本宣言に記載されている各原則を具体化
- 3. デジタル連帯綱領 デジタル・ディバイド解消を目指した国際的協力 の必要性

我が国の主な主張

ブロードバンド・ネットワークの利活用の重要性 ユビキタスネットワーク社会実現の重要性

▶日本の努力で、この趣旨が基本宣言・行動計画に記載

2 国際協力の推進

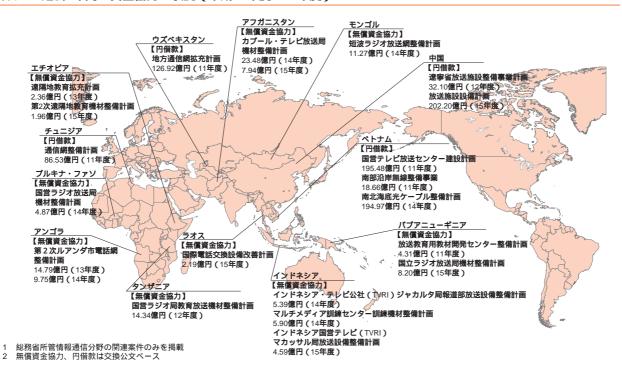
開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の 向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せ られている。開発途上国においては、人口100人当た りの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存 在するなど、国際的な情報格差 (デジタル・ディバイ ド)が拡大しており、開発途上国を含め、世界的に情 報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきてい る。

総務省としても、IT分野の人材育成支援、開発途上 国の情報通信主管官庁との政策対話を通じたIT政策・

制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信 基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイド の解消のためにグローバルな協力を推進する国際機 関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、 国際協力事業団 (JICA: Japan International Cooperation Agency) 国際協力銀行 (JBIC: Japan Bank For International Cooperation) 等と協力し、政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance)を中心に、開 発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献し ている(図表、

図表 過去5年間の資金協力の状況(平成11年度~15年度)



図表 JICAを通じた技術協力等の実施状況(平成15年度)

| | 電気通信関係 | 放送関係 | 合計 |
|--------------|--------|------|-------|
| 丌收呈菜) () | 455 | 83 | 538 |
| 研修員受入(人) | (440) | (48) | (488) |
| 古明中が達(し) | 24 | 9 | 33 |
| 専門家派遣(人) | (35) | (7) | (42) |
| プロジェクト方式 | 3 | 0 | 3 |
| 技術協力(件) | (4) | (0) | (4) |
| 開発調査(件) | 0 | 0 | 0 |
| | (0) | (0) | (0) |

- 総務省所管の関連案件のみを掲載
- 研修員受入については、総務省ODA予算による研修に係る人数を含む

3 国際標準化活動の推進

ITUにおける迅速な標準化活動

情報通信分野の国際標準化では、ITUが中核的な役 割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化 部門 (ITU-T: ITU Telecommunication Standardization Sector)及び無線通信部門 (ITU-R:ITU Radiocommunication Sector)が標準化活動を行っている。

1 ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、情報通信環境を取り巻く急速な変化に 対応した迅速な標準化作業(勧告の策定)を行うため、 作業方法の見直し等が進められおり、2000年9月から 開催されたITU-Tの活動の方向性を決める会議である 世界電気通信標準化総会(WTSA-2000:World Telecommunication Standardization Assembly-2000) にお いて、規制又は政策への影響を伴わない勧告について は、電子的な手段(電子メール、ウェブ等)を活用し て、迅速な勧告承認を可能とする「代替承認手続き」 (AAP: Alternative Approval Process)の導入を決定した。 AAPの導入により、大半のITU-T勧告の承認手続に要 する期間が2か月程度に短縮され、迅速な勧告承認が 実現している(図表)

2004年10月には、WTSA-2004が開催され、次期研究 会期 (2005~2008年) におけるITU-Tの研究委員会 (SG)構成や研究課題の決定、SG議長・副議長の任命、 作業方法の見直し等が行われる予定であり、我が国と して早急に対処方針を検討する必要がある。

また、近年では民間フォーラムにおいて活発に標準 化が行われていることから、産業界等の意見を十分踏 まえ、産官学の連携を一層強化し、ITU-Tのみならず 幅広く我が国として取り組むべき国際標準化に係る課 題の全体像を取りまとめ、今後推進すべき標準化課題 の検討等を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、総務省としてはWTSAへ の対処について、平成16年夏を目途に情報通信審議会 において一部答申を予定している。

2 ITU-Rにおける取組

2003年6月には、SGの構成等ITU-Rの組織の決定、 SG議長・副議長の任命、作業方法の見直し、勧告案 の承認、次期研究会期における研究課題案の承認等を 行う、2003年ITU無線通信総会(RA-2003)がジュネー ブ(スイス)において開催された。

RA-2003に提出される勧告案については、我が国は、 SG会合等に参加し、必要に応じて寄与文書を提出す るなど、積極的に貢献しており、我が国の意見が広く 反映されたものとなっている。また、次期研究会期の 研究課題については、我が国の無線通信システムの発 展、周波数の有効利用等にいずれも必要なものと認め られるものである。

作業方法の見直しに関しては、通常、勧告案の承認 までには、採択及び承認という2段階の手続きが必要 となっているが、迅速化のため1段階(同時に行う) に短縮する手続方法「同時採択承認手続き」(PSAA: Procedure for Simultaneous Adoption and Approval) が導 入され、勧告案の策定から採択を行い、承認されるま での期間が、現行の最短7か月から最短3か月に短縮さ れることとなった。

ITU-T勧告の承認手続に要する期間の推移

